

保存期間：3年  
(2021事務年度末)  
総務課

## 会計検査院関係

### 1 概要

会計検査院は、憲法90条及び会計検査院法の規定に基づき、国の収入支出その他の会計の検査を行い、その結果を毎年度の決算検査報告として取りまとめ、内閣に提出している（例年11月初旬）。

この決算検査報告は、内閣から国会に提出され、国会の決算審査（衆議院決算行政監視委員会、参議院決算委員会）を行う際の資料として活用されている。

### 2 実地検査の状況

会計検査は、書面検査と実地検査の二つの方法により行われる。

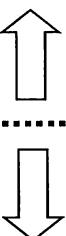
平成30年度の実地検査については、平成30年10月から令和元年6月までの間に12局（所）及び55署に対して行われた。

国税庁本庁に対する実地検査については、例年2回実施されており、第1回目は平成31年2月中旬に実施され、第2回目については本年7月16日（火）～18日（木）に実施されることが決定している。

本年7月の本庁実地検査においては、各税事務の現状の説明及び支出に関する検査のほか、テーマ別項目に対する検査が行われる予定である。

## 決算検査報告に掲記される事項等の概要

国会に対する弁明書提出



↓

弁明書提出不要

